

新「伊方町」の住所表示について

1 町の廃置分合について

平成17年1月17日総務大臣の告示があった。

合 併 前		合 併 後	
西 宇 和 郡	伊 方 町	西 宇 和 郡	伊 方 町
西 宇 和 郡	瀬 戸 町		
西 宇 和 郡	三 崎 町		

2 字の名称について

新「伊方町」での住所表示については、町の廃置分合のとおり「西宇和郡 伊方町」とし、字の名称については、合併協議会での確認のとおりとする。

協議第20号	町字名の取扱いについて	平成16年2月26日確認
3町の区域内の字の名称は、現行のとおりとする。		
伊方町：大浜・中之浜・仁田之浜・河内・湊浦・小中浦・中浦・川永田・豊之浦・伊方越・亀浦・九町・二見 瀬戸町：三机・塩成・足成・大江・志津・小島・大久・川之浜・田部・神崎・高茂 三崎町：三崎・高浦・佐田・大佐田・井野浦・与修・串・正野・二名津・明神・松・名取・釜木・平磯		

3 住所表示の変更について

登記簿又は戸籍の表示と住所の表示を同一にするため、番地の後に記載されている「の・内・第」を削除する。

変更例

伊方町湊浦	番地 の 1	・伊方町湊浦	番地1
伊方町湊浦	番地 の内 1		
伊方町湊浦	番地 第 1		
瀬戸町三机乙	番地 の 1	・伊方町三机乙	番地1
瀬戸町小島甲	番地 第 1		
三崎町三崎	番地 の 1	・伊方町三崎	番地1

(甲、乙の表示については現行のとおり)